

「利根川水系鬼怒川河川整備計画【大臣管理区間】(変更原案)」について いただいたご意見に対する関東地方整備局の考え方

本資料は、「利根川水系鬼怒川河川整備計画【大臣管理区間】(変更原案)」について学識経験を有する者、関係県、関係住民からいただいたご意見に対する関東地方整備局の考え方を示したものです。

なお、できるだけわかりやすくご説明する観点から、いただいたご意見について、その論点を体系的にいただいたご意見の概要として整理したうえで、ご意見の概要ごとに関東地方整備局の考え方を示しております。

【いただいたご意見の概要数】

学識経験を有する者：9件、関係県：3件、意見募集：10件

国土交通省 関東地方整備局

番号	章節	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
①	1.1 鬼怒川の流域及び河川の概要	<ul style="list-style-type: none"> 「表 1-1 鬼怒川流域の概要」における流域内人口を最新の数値に更新してほしい 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見をふまえ、流域内人口について最新の第 10 回河川現況調査（調査基準年 平成 22 年）とし、約 56 万人に更新しました。（資料 3 利根川水系鬼怒川河川整備計画【大臣管理区間】（変更案）変更内容比較表 p4-4、6 項）
②		<ul style="list-style-type: none"> 「ホトケドジョウ等」の記載が変更原案で「ムサシノジュズカケガハゼ」に変更された理由を教えてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ワンド・たまり環境を利用する魚類では、ドジョウ、ホトケドジョウ、ムサシノジュズカケガハゼ等が経年的に確認されていますが、ワンドたまり環境への依存度が他の種より比較的高いムサシノジュズカケガハゼを記載しています。
③		<ul style="list-style-type: none"> 「サケの遡上が見られ多くの産卵床が確認」の記載について、変更原案でも引き続き記載されているが、「サケの遡上が見られ産卵床が確認」が適当ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見の通り修正しました。（資料 3 利根川水系鬼怒川河川整備計画【大臣管理区間】（変更案）変更内容比較表 p6-14 項）
④		<ul style="list-style-type: none"> 鬼怒川流域の自然環境における下流部の特徴として魚類についても記述してほしい 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見の通り追記しました。（資料 3 利根川水系鬼怒川河川整備計画【大臣管理区間】（変更案）変更内容比較表 p6-15 項）
⑤	1.2 治水の沿革	<ul style="list-style-type: none"> 度重なる危険、被害が発生しないよう早急に対応してほしい 	<ul style="list-style-type: none"> 鬼怒川河川整備計画を速やかに変更し、これに基づく整備等の推進を図ってまいります。
⑥	4.1 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標	<ul style="list-style-type: none"> 今回の変更で増大した目標に対して、確実に対策を進めてほしい 	<ul style="list-style-type: none"> 鬼怒川河川整備計画を速やかに変更し、これに基づく整備等の推進を図ってまいります。
⑦	4.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標	<ul style="list-style-type: none"> 記載されている数値や表現について確認してほしい 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見をふまえ、正常流量は期間中の最大値を記載している旨、追記しました。（資料 3 利根川水系鬼怒川河川整備計画【大臣管理区間】（変更案）変更内容比較表 p12-52 項 p27-187 項）
⑧	4.3 河川環境の整備と保全に関する目標	<ul style="list-style-type: none"> (2)自然環境 環境保全の活動団体や河川協力団体と連携した順応的管理を行っていく旨記載してほしい 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見をふまえ、「河川協力団体等と連携した順応的な管理による河川環境の保全や回復に努め、」と修正しました（資料 3 利根川水系鬼怒川河川整備計画【大臣管理区間】（変更案）変更内容比較表 p30-192 項）

番号	章節	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
⑨	5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要	<ul style="list-style-type: none"> 河道整備や堤防整備においては、動植物の生息環境や自然景観へ配慮してほしい 	<ul style="list-style-type: none"> 変更案「5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要」に記載のとおり、河川の整備に当たっては、治水安全度の向上を図る際、水質、動植物の生息・生育・繁殖環境、景観、親水に配慮する等、総合的な視点で推進してまいります。
⑩	5.1.1 洪水等による災害の発生の防止または軽減に関する事項	<p>(2)河道掘削等</p> <ul style="list-style-type: none"> 河道掘削後の生物相の変化をモニタリングしてほしい 	<ul style="list-style-type: none"> 変更案において、「掘削後もモニタリングを踏まえ順応的な対応を行い、創出した環境を保全するため必要な措置を講じる。」旨記載しています。 (資料3 利根川水系鬼怒川河川整備計画【大臣管理区間】(変更案)変更内容比較表 p32-211項)
⑪		<p>(2)河道掘削等</p> <ul style="list-style-type: none"> 土砂の堆積や樹木の繁茂が著しい箇所、流れを阻害するような場所は、除去してほしい 	<ul style="list-style-type: none"> 変更案「5.1.1(2)河道掘削等」に記載のとおり、河道整備の目標とする流量を流下させるために必要な箇所等において、河道掘削や樹木伐採を実施してまいります。 また、変更案「5.2.1(2)河道の維持管理」に記載のとおり、河道内の土砂堆積や樹林化の進行は、流下能力の低下や水門、樋門・樋管等の排水機能の低下、砂州の発達による堤防前面の河岸洗掘・侵食等の支障をきたすおそれがあるため、必要に応じて土砂の除去や樹木の伐採を実施してまいります。
⑫		<p>(2)河道掘削等</p> <ul style="list-style-type: none"> 伐採した樹木については、引き続き無償配布をして欲しい 	<ul style="list-style-type: none"> 伐採した樹木については、経費の縮減と木材の有効活用を図るため無料配布を引き続き実施してまいります。 また、公募により、一般の方々が樹木を伐採することで適切な河川管理を進めるとともに、河川資源の有効活用を図る試みも行ってまいります。
⑬	5.1.3 河川環境の整備と保全に関する事項	<p>(2)動植物の生息・生育・繁殖の保全・創出</p> <ul style="list-style-type: none"> 「アユ、サケ等の産卵・生息環境となる瀬・淵等」との記載について、変更原案で削除されているため、記載を検討いただきたい。 「アユが住みやすい川づくり」という内容の記載を検討いただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見をふまえ、アユ、サケ等については、特に工事実施時に適切に配慮するように、5.1.1 洪水等による災害の発生の防止または軽減に関する事項 (2)河道掘削等 (3)浸透・侵食対策 にてアユ、サケ等の産卵・生息の場となる瀬・淵に配慮する旨、追記しました。 (資料3 利根川水系鬼怒川河川整備計画【大臣管理区間】(変更案)変更内容比較表 p32-211項 p33-214項)

番号	章節	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
⑭	5.2.1 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	(1) 堤防の維持管理 ・ 予算的に厳しいのは承知しているが、集草回数が増加や草丈が高くなる前にこまめに除草し刈草の全体量を減らす等の対策をしてほしい	・ 堤防除草は、以前、年2回の除草と年1回の集草としていましたが、草丈及び刈草量の抑制や堤防除草に係るコスト削減を目的として、年3回の除草を試行的に実施しているところです。 引き続き、限られた予算の中で、堤防の機能を維持していくための適切な植生管理を図っていくとともに、公募等による民間活力の活用や地域との協働を検討してまいります。
⑮		(8) 地域における防災力の向上 ・ 市町村長が避難指示等を適切なタイミングで発令できる判断支援体制を、計画の重要な施策として位置づけることが必要	・ ご意見の趣旨については、変更案「5.2.1 (8) 地域における防災力の向上」に、迅速かつ確実な住民避難や水防活動等が実施されるよう、関係機関と連携を一層図る。旨記載しており、「5.2.1 (8) 10) 市町による避難指示等の適切な発令の支援」において具体的な内容を記載しております。これに基づき実施してまいります。
⑯		(8) 地域における防災力の向上 ・ 堤防強化や河川改修といったハード整備と併せて、防災学習やマイ・タイムラインの普及・活用を柱としたソフト対策を、河川整備と同様の重要施策として位置づけてほしい	・ ご意見の趣旨については、変更案「5.2.1 (8) 8) 住民等の主体的な避難の促進」に、住民一人一人の防災行動をあらかじめ定めるマイ・タイムライン等の取組が推進されるよう支援する。旨記載しており、「5.2.1 (8) 9) 防災教育や防災知識の普及」において防災教育の取組を推進する旨記載しております。これに基づき実施してまいります。
⑰	6. その他河川整備を総合的に行うために留意すべき事項	6.4 治水技術の伝承の取組 ・ これまでの治水技術について、流域住民に対し出前講座等で積極的に広報してほしい	・ 関東地方整備局で実施している出前講座をはじめ、沿川市町で開催される水防訓練等の様々なイベントを通じて、これまでの治水技術について広報しているところです。引き続き、様々な機会を通じて広報してまいります。
⑱	その他	・ 河道掘削等や侵食対策などの早期整備を望む ・ 流水の正常の機能の維持に引続き努めてほしい ・ 豊かな自然環境の保全・創出に向けた取組みやかわまちづくり計画に基づく賑わいの創出への支援に引続き努めてほしい	・ 鬼怒川の治水、利水、環境の多岐にわたる様々な取組みについてさらなる推進を図ってまいります。
⑲		・ 誤字・脱字について修正してほしい	・ 誤字・脱字等について修正しました。